

(2) 参議院議員通常選挙投開票速報実施要領等

ア 参議院議員通常選挙投・開票速報実施要領（市町村選管）

平成16年7月11日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票速報及び開票速報は、次により実施するものとする。

1 通常時の速報報告(オンライン)

- (1) 各市町村からの投票速報及び開票速報は、原則としてオンラインにより行い、無効投票速報は、ファクシミリにより行うこと。
- (2) オンラインの操作方法については、「投・開票オンラインシステム操作説明書（市区町村選管用）」により行うこと。

◎ 投票速報

- (1) 投票速報は、投票当日、各投票所からの報告の集計が終わり次第、速報責任者が県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)にオンラインにより報告すること。
- (2) 投票速報は、選挙区選挙、比例代表選挙の順に行うこと。
- (3) 選挙区のファイルの作成を完了したときは、入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
選挙区選挙の投票速報の確認は、「選挙区選挙投票速報」と呼称した後、その内容を反復して確認すること。
- (4) 県委員会へ報告するメール名は、「選挙区投票結果・〇〇(市町村名)」とすること。
- (5) 21時40分までに選挙区投票結果の報告のない市町村に対しては、事務局長の指示により、督促する場合があること。
- (6) 比例代表選挙についても上記と同様であること。
メール名は、「比例代表投票結果・〇〇(市町村名)」とすること。
- (7) 選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までに選挙権を有しなくなった者を含むものであること。
- (8) 投票者数は、期日前投票及び不在者投票をした者の数を含めた数であること。

◎ 開票速報

- (1) 開票速報は、選挙区選挙及び比例代表選挙につき、各市町村の投票の点検及び集計が終わり次第、直ちに速報責任者がオンラインで県委員会に報告すること。
ただし、4市の選挙区選挙の中間報については、21時30分から30分おきに報告すること。
なお、町村の選挙区選挙中間報については、原則として行わないものであるが、開票終了予定時刻が22時20分以降、比例代表選挙の開票終了予定時刻が23時30分以降については適宜、必要に応じ県委員会が中間速報を求めることがあること。
- (2) 選挙区開票結果のファイルの作成が完了したときは、必ず入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
- (3) 県委員会へ報告するメール名は、次のとおりとすること。
選挙区開票速報 「選挙区開票結果・〇〇(市町村名)」
選挙区市部中間報 「選挙区開票状況*・〇〇市」（*番号は、報告回数）
比例代表開票速報 「比例代表開票結果・〇〇(市町村名)」
- (4) 開票結果の公表は、県委員会で行うこととし、市町村委員会での公表は、県委員会へ速報した後、必要がある場合には、あらかじめ市町村委員会が定める方法により公表しても差し支えないこと。

◎ 訂正報

報告したデータに間違いを発見した場合は、次によること。

- (1) 訂正速報を行う場合には、訂正を要する帳票（入力画面をページ印刷したもの）をファクシミリにて送付する。この場合、訂正箇所を明らかにするため、当該数字の前に○印を記す

とともに、既に報告済みの訂正前の数字を「訂正前」と明記して表示することとする。

その後、電話により訂正速報を行う旨を連絡するとともに、訂正理由を報告することとし、その際に、送信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行うこととする。

(2) 訂正報を報告する電話は、次の電話とする。

(0857) 26-7059、7089

(3) 電話報告後、オンラインにより訂正速報を送信することとする。この時のメール名は、「選挙区(比例代表)投票(開票)結果・〇〇(市町村名)(訂正)」とすること。

(4) 一度作成したファイルに間違いがあるなどして、別のファイルを作成した場合には、以前に作成したファイルは速やかに削除すること。

(5) 送信先のファクシミリ番号は次のとおりとする。

(0857) 26-4682

◎ 無効投票速報

(1) 無効投票速報は、比例代表選挙の開票速報に引き続き、選挙区選挙及び比例代表選挙の無効投票の内訳を「無効投票速報発信票」によってファクシミリによる報告を行うこと。

(2) 報告用のファクシミリは、訂正報のものと同じとする。

(3) 速報に当たっては、「参議院鳥取県選挙区選出議員選挙無効投票速報発信票」及び「参議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発信票」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率

$$\left(\frac{\text{無効投票速報発信票「合計」}}{\text{開票速報「投票総数」}} \right)$$
 も速報すること。

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

(4) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機(縮小)解除の指示を出すこととし、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、解除したあとも国からの解除連絡があるまでは、いつでも緊急連絡が取れるようにしておくこと。

2 非常時の速報報告(ファクシミリ)

機械の故障などオンラインによる報告ができない場合の報告は、次によること。

(1) 各市町村委員会はあらかじめデータを入力していない空の帳票をオンライン不通時の報告様式として印刷しておくこと。

(2) ファイルの作成は出来るが、オンライン送信不能の場合には、帳票を印刷してファクシミリにより報告すること。送信する用紙は、A4サイズとする。

(3) ファイルの作成自体が出来ない場合には、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信することとする。

(4) ファクシミリ送信した後に、電話により送信不能を報告すること。

この際に使用する電話は、訂正報のものと同じとする。

電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行うこととする。

(5) 送信先のファクシミリ番号は次のとおりとする。

(0857) 26-4682

3 質疑用電話等

質疑用の電話は、次のとおりとする。

○オンラインシステムに関する質疑

(0857) 26-7059

(0857) 26-7089

○その他管理執行に関する質疑

(0857) 26-7058

(0857) 26-7061